

国の就学支援金と千葉県の授業料減免について

- ◆ 就学支援金と授業料減免は、どちらも『納めた授業料が後から還ってくる』という内容の制度(還付)です。
(※『授業料』とは、学費全体のことでなく、納入金の中の『授業料』という項目のことです。)
- ◆ 手続は学校が取りまとめておこない、還付金は年度内数回に分けて生徒の学費引落口座へ入金致します。

1. 国の就学支援金

- 公立高校無償化とともに始まった国の制度です。
- 保護者の所得状況に応じて、9,900円を基本額とする補助を受けることができます。
- 審査に必要なものは、父母のマイナンバーです。文科省の専用サイトにご登録いただきます。
- マイナンバーをご登録後、千葉県が確認審査をおこないます。

$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\%$ - 市町村民税の調整控除の額 が 304,200円未満(父母合計) が対象。

2. 千葉県の授業料減免

- 保護者の所得状況に応じて補助を受けられる、千葉県の制度です。
- 納入金の『授業料』の全額、または県の定める額(20,100円)から就学支援金を差し引いた金額が補助されます。
- 就学支援金でご登録のマイナンバーを共有して使い、千葉県が確認審査をおこないます。

$\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\%$ - 市町村民税の調整控除の額 が 227,100円未満(父母合計) が対象。

3. 審査基準と補助の金額の目安

- ※ 父母・高校生・中学生の4人家族で、父母のどちらかが働いている場合の目安です。
- ※ 扶養人数なども含めて判定されますので、表中の収入額はあくまで【目安】としてお読みください。

保護者の収入の目安	国の就学支援金	千葉県授業料減免	就学支援金 授業料減免 合計(月額)
	補助額	補助額	
生活保護を受けている	33,000円	なし (すでに上限額)	33,000円
約590万円未満	33,000円	なし (すでに上限額)	33,000円
約640万円未満	9,900円	23,100円	33,000円
約750万円未満	9,900円	10,200円	20,100円
約910万円未満	9,900円	なし	9,900円
約910万円以上	なし	なし	0円
保護者のマイナンバーで 確認審査がおこなわれます	年度内数回に分けて 授業料引落口座へ還付	年度末に減免の1年分 の額を、授業料引落口 座へ還付	

- ※ 千葉県授業料減免は、対象外になった場合でも、例外として減免を受けられることがあります。(さらに審査があります。)
- 年度内に住宅等の建物・土地・家財等に災害を受けた(罹災)
- 年度内に倒産・解雇により家計が急変した

4. 注意事項

どちらの制度も県や国との手続に時間がかかるため、補助金は後から入金する方法をとっております。
認定になる・ならないに関わらず、毎月の引落額は変わりませんので、ご了承ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身の課税標準額などを「マイナポータル」から確認する事ができます。(右のQRコード)

マイナポータルHP

